

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|---|---|---|--------------|
| ※防災基本計画の修正を踏まえ、宮城県地域防災計画風水害等災害対策編における「平常時」の表記は、全て「平時」と修正します。また、見出し記号「イ・ロ・ハ」を「ア・イ・ウ」に改めます。個別に新旧対照は作成しませんが、今回の他修正に係る部分については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。（なお、地震編及び津波災害対策編も同様です）。 | | | |
| | 第2章 災害予防対策 | 第2章 災害予防対策 | |
| 4 | <p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p>第1 風水害等に強いまちづくり</p> <p>1 風水害等に強いまちの形成 (略)</p> <p>国、県及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について_____、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価_____とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。</p> | <p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p>第1 風水害等に強いまちづくり</p> <p>1 風水害等に強いまちの形成 (略)</p> <p>国、県及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について<u>都市的</u><u>土地利用の誘導を検討するに当たっては</u>、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価<u>のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。</p> | ➤ 災害対策基本法の改正 |
| 5 | <p>第2 水害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ため池</p> <p>本県には、大小合わせて、約<u>6,000箇所</u><u>のため池</u>があり、重要な農業用水源となっている。</p> | <p>第2 水害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ため池</p> <p>本県には、大小合わせて、約<u>5,400箇所</u><u>の農業用ため池</u>があり、重要な農業用水源となっている。</p> | ➤ 時点更新 |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|----|---|---|------------------|
| 13 | <p>第3 高潮、波浪等災害予防対策</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 国土保全事業の施行 (略)</p> <p>(1) 海岸保全事業の施行 ア (略) イ 港湾海岸保全 港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。また、_____</p> <p>_____耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。 (略)</p> | <p>第3 高潮、波浪等災害予防対策</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 国土保全事業の施行 (略)</p> <p>(1) 海岸保全事業の施行 ア (略) イ 港湾海岸保全 港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。また、<u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や_____補強を推進する。</u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。 (略)</p> | ➤ 災害対策基 本法の改正 |
| 16 | <p>第4 土砂災害予防対策</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動 ア及びイ (略) ウ 土砂災害対策推進連絡会 (略)</p> <p>委員 東日本旅客鉄道（株）仙台支社設備部工事課長</p> | <p>第4 土砂災害予防対策</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動 ア及びイ (略) ウ 土砂災害対策推進連絡会 (略)</p> <p>委員 東日本旅客鉄道（株）東北本部仙台土木設備技術センター所長</p> | ➤ 名簿の修正 |
| 16 | <p>(3) 市町村の役割 ア及びイ (略) ウ 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害特別警戒区域</u></p> | <p>(3) 市町村の役割 ア及びイ (略) ウ 土砂災害警戒区域<u>及び</u>土砂災害特別警戒区域</p> | ➤ 記述の適正化 |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|----|--|---|----------|
| 20 | <p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p>第1から第6まで (略)</p> <p>第7 農林水産業災害予防対策</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 防災措置等</p> <p>県及び市町村は、次のとおり災害予防対策を推進する。</p> <p>(1) 農地、農業用施設の災害の防止</p> <p><u>洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心とした農業水利施設等の耐震化、排水機場の整備・改修等のハード対策とともに、ハザードマップ作成等のソフト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策を推進するほか、水田への雨水の一時貯留による洪水防止機能を強化する田んぼダムに取り組むとともに、農業用ダムの洪水調節機能の強化や排水機場・ため池の活用など、あらゆる関係者が流域全体で行う「流域治水」の取組を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。</u></p> <p>(略)</p> | <p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p>第1から第6まで (略)</p> <p>第7 農林水産業災害予防対策</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 防災措置等</p> <p>県及び市町村は、次のとおり災害予防対策を推進する。</p> <p>(1) 農地、農業用施設の災害の防止</p> <p><u>農業の有する多面的機能（洪水防止、水資源の涵養、生態系保全等）を發揮・維持するため、防災重点農業用ため池や農業用排水機場等における整備・改修などのハード対策に加え、ハザードマップの作成などのソフト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策を推進する。</u></p> <p><u>あわせて、水田が持つ雨水貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組のほか、農業用ダム等の洪水調節機能の強化や農業用排水機場の有効活用など、あらゆる関係者が一体となって進める「流域治水」を、国の新たな土地改良長期計画等に基づき総合的に推進し、災害リスクの低減を図る。</u></p> <p>(略)</p> | ➤ 記述の整理 |
| 23 | <p>(2) 集落の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>キ 防災営農技術等の普及</p> <p>(オ) 林業対策</p> <p><u>森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた</u>災害に強い健全な森林の育成を指導する。</p> <p>(略)</p> | <p>(2) 集落の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>キ 防災営農技術等の普及</p> <p>(オ) 林業対策</p> <p><u>森林の生育状況などに応じた適時適切な間伐等の保育作業を実施するなど、</u>災害に強い健全な森林の育成を指導する。</p> <p>(略)</p> | ➤ 記述の適正化 |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|----|--|--|---|
| 24 | <p>第8 火山災害予防対策</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>(1) 県内の活火山</p> <p><u>火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義し直した。</u></p> <p>県内では下記3火山が活火山として定義されており、このうち<u>平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、県内では栗駒山、蔵王山が選定された。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>第8 火山災害予防対策</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>(1) 県内の活火山</p> <p><u>活火山は「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義されている。</u></p> <p>県内では下記3火山が活火山として定義されており、このうち<u>栗駒山、蔵王山が、火山調査研究推進本部により「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」とされている。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>➤ 火山噴火予知連絡会から火山調査研究推進本部になったため</p> <p>➤ 火山調査研究推進本部により再選定されたため</p> |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|----|--|---|---------------------------------------|
| 34 | <p>5 警戒避難体制の整備等</p> <p>(1) 避難計画の策定</p> <p>市町村は、県と協力し、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて、避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど、具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画等警戒避難体制の内容について住民への周知徹底に努める。<u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。</u></p> <p>(略)</p> | <p>5 警戒避難体制の整備等</p> <p>(1) 避難計画の策定</p> <p>市町村は、県と協力し、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて、避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど、具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画等警戒避難体制の内容について住民への周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p> | <p>▶ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引きに合わせる</p> |
| 39 | <p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>(略)</p> <p><u>東日本電信電話（株）</u> 宮城事業部</p> <p>第1から第9まで (略)</p> | <p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>(略)</p> <p><u>NTT東日本（株）</u> 宮城事業部</p> <p>第1から第9まで (略)</p> | <p>▶ 社名変更による</p> |
| 41 | (新設) | <p><u>第10 災害用井戸・湧水</u></p> <p><u>地震編 第2章 第8節の「第10 災害用井戸・湧水」を準用する。</u></p> | <p>▶ 防災基本計画の修正</p> |
| 42 | <p>第5節 防災知識の普及</p> <p><主な実施機関></p> <p>(略)</p> <p><u>東日本電信電話（株）</u> 宮城事業部</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住民等への防災知識の普及</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> | <p>第5節 防災知識の普及</p> <p><主な実施機関></p> <p>(略)</p> <p><u>NTT東日本（株）</u> 宮城事業部</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住民等への防災知識の普及</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> | <p>▶ 社名変更による</p> |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|----|--|---|-------------|
| 45 | <p>(4) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ 家庭内での予防・安全対策 (略)</p> <p>・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所<u>一</u>での飼養についての準備 (略)</p> <p>(5) (略)</p> | <p>(4) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ 家庭内での予防・安全対策 (略)</p> <p>・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所<u>等</u>での飼養についての準備 (略)</p> <p>(5) (略)</p> | ➤ 防災基本計画の修正 |
| 45 | <p>(6) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>ア 災害時通信手段の利用推進</p> <p><u>東日本電信電話（株）</u>宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> | <p>(6) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>ア 災害時通信手段の利用推進</p> <p><u>NTT東日本（株）</u>宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> | ➤ 社名変更による |
| 45 | <p>(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底</p> <p>県及び市町村は、災害発生後に、<u>指定</u>避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p> | <p>(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底</p> <p>県及び市町村は、災害発生後に、<u>一</u>避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p> | ➤ 防災基本計画の修正 |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|----|---|---|---------------|
| 55 | <p>第11節 職員の配備体制</p> <p>地震編 第2章の「第17節 職員の配備体制」を準用する。</p> <p>この場合において、同節第2 1 (3) 中「県内で震度6弱以上（実測値）を観測する地震が発生したとき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く。）が発表されたとき」とあるのは「県内に特別警報（地震動特別警報を除く。）が発表されたとき」と、2中「震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。）とあるのは「県内の活火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、県内で台風による被害の発生が予想されるとき、県内に大雨、洪水又は高潮警報が発表され、かつ広範囲にわたる被害の<u>派生</u>が予想されるとき又は被害が発生したとき」と、「震度5強（実測値）を観測する地震が発生したときに特別警戒本部を自動的に」とあるのは「風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合に特別警戒本部を」と、第3中「震度4以上を観測する地震」とあるのは「災害」と、「管内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき」とあるのは「管内に特別警報が発表されたとき」と読み替える。</p> | <p>第11節 職員の配備体制</p> <p>地震編 第2章の「第17節 職員の配備体制」を準用する。</p> <p>この場合において、同節第2 1 (3) 中「県内で震度6弱以上（実測値）を観測する地震が発生したとき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く。）が発表されたとき」とあるのは「県内に特別警報（地震動特別警報を除く。）が発表されたとき」と、2中「震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。）とあるのは「県内の活火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、県内で台風による被害の発生が予想されるとき、県内に大雨、洪水又は高潮警報が発表され、かつ広範囲にわたる被害の<u>発生</u>が予想されるとき又は被害が発生したとき」と、「震度5強（実測値）を観測する地震が発生したときに特別警戒本部を自動的に」とあるのは「風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合に特別警戒本部を」と、第3中「震度4以上を観測する地震」とあるのは「災害」と、「管内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき」とあるのは「管内に特別警報が発表されたとき」と読み替える。</p> | ➤ 記述の適正化 |
| 63 | <p>第22節 災害種別毎予防対策</p> <p>（主な実施機関） (略) <u>東日本旅客鉄道（株）仙台支社</u></p> | <p>第22節 災害種別毎予防対策</p> <p>（主な実施機関） (略) <u>東日本旅客鉄道（株）東北本部</u></p> | ➤ 社名の修正 |
| 64 | <p>第1 火災予防対策</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 防災活動の促進</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 民間防火組織の育成 (略)</p> <p>火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚なども重要であることから、幼少年消防クラブ及び<u>女性（婦人）防火クラブ</u>の結成と育成について指導する。</p> | <p>第1 火災予防対策</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 防災活動の促進</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 民間防火組織の育成 (略)</p> <p>火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚なども重要であることから、幼少年消防クラブ及び<u>女性防火クラブ</u>の結成と育成について指導する。</p> | ➤ 地震災害対策編との整合 |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|----|--|--|--|
| 65 | <p>第2 林野火災予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>出火件数は、気象に左右されるものの1975年以降100件前後で推移してきており、焼損面積では、1983年に860ha、2001年に160haを<u>消失</u>した大規模林野火災も発生している。出火原因では、たき火、タバコ等の不始末によるものが多く、近年のアウトドアブームに併せて森林に対する関心が高まる中、入山者が多くなっていることに伴い、林野火災の発生する危険度も増してきている。</p> | <p>第2 林野火災予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>出火件数は、気象に左右されるものの1975年以降100件前後で推移してきており、焼損面積では、1983年に860ha、2001年に160haを<u>焼失</u>、また、<u>2025年には岩手県大船渡市で3,370ha焼失</u>した大規模林野火災も発生している。出火原因では、たき火、タバコ等の不始末によるものが多く、近年のアウトドアブームに併せて森林に対する関心が高まる中、入山者が多くなっていることに伴い、林野火災の発生する危険度も増してきている。</p> | ➤ 災害対策基 本法の改 正、消防庁 公表資料と の整合 |
| 65 | <p>3 事前警戒措置</p> <p>(1) 火入れの協議</p> <p>火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市町村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。</p> <p><u>また</u>、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。</p> <p>(2) (略)</p> | <p>3 事前警戒措置</p> <p>(1) 火入れの協議</p> <p>火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市町村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。<u>また、市町村は、許可した火入れ情報を消防機関に共有する。</u></p> <p><u>なお</u>、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。</p> <p>(2) (略)</p> | ➤ 災害対策基 本法の改正 |
| 65 | <p>4 広報宣伝の充実</p> <p>(略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) ポスター、標識板等の設置</p> <p>屋内外、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板等を揭示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。</p> <p>(4) 報道機関等による啓発・宣伝</p> <p>火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、学校等の協力を得て、ラジオ等による広報、新聞及び県、市町村並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、県ホームページ及びSNSを活用した普及・啓発を図る。</p> <p>(5) (略)</p> | <p>4 広報宣伝の充実</p> <p>(略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) ポスター、標識板等の設置</p> <p>屋内外、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板、<u>防火水槽</u>等を揭示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。</p> <p>(4) 報道機関等による啓発・宣伝</p> <p>火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、学校等の協力を得て、ラジオ等による広報、新聞及び県、市町村並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、県ホームページ及びSNSを活用した<u>火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、防災意識の高揚とともに</u>普及・啓発を図る。</p> <p>(5) (略)</p> | ➤ 災害対策基 本法の改正 |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|--------------------------|-----|-----|----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|---|-------------------------|
| 67 | <p>第4 海上災害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船舶の安全な運航等の確保</p> <p>(1) 第二管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>アからウ (略)</p> <p>エ 航路標識の整備</p> | <p>第4 海上災害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船舶の安全な運航等の確保</p> <p>(1) 第二管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>アからウ (略)</p> <p>エ 航路標識の老朽化等対策及び耐災害性強化対策の推進</p> | ▶ 海上保安庁 防災業務計 画と統一 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 69 | <p>第6 鉄道災害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 東日本旅客鉄道（株）仙台支社</p> | <p>第6 鉄道災害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 東日本旅客鉄道（株）東北本部</p> | ▶ 社名の修正 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 71 | <p>3及び4 (略)</p> <p>5 仙台市地下鉄</p> <p>(1) 施設の状況 (略)</p> <p>ア 車両の現況 地下鉄南北線・東西線車両に使用している材料は、不燃性又は難燃性のもの を使用し、車体の材料は、アルミニウム軽合金を使用している。</p> <p><u>在庫車両一覧表（平成28年2月現在）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>型式</th> <th>制御車</th> <th>電動車</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南北線</td> <td>1000N系</td> <td>42両</td> <td>42両</td> <td>84両</td> </tr> <tr> <td>東西線</td> <td>2000系</td> <td>30両</td> <td>30両</td> <td>60両</td> </tr> </tbody> </table> | | 型式 | 制御車 | 電動車 | 合計 | 南北線 | 1000N系 | 42両 | 42両 | 84両 | 東西線 | 2000系 | 30両 | 30両 | 60両 | <p>3及び4 (略)</p> <p>5 仙台市地下鉄</p> <p>(1) 施設の状況 (略)</p> <p>ア 車両の現況 地下鉄南北線・東西線車両に使用している材料は、不燃性又は難燃性のもの を使用し、車体の材料は、アルミニウム軽合金を使用している。<u>また、各車両 に消火器を設置している。</u></p> <p><u>(表の削除)</u></p> | ▶ 情報の追加 と不要部分 の削除 |
| | 型式 | 制御車 | 電動車 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 南北線 | 1000N系 | 42両 | 42両 | 84両 | | | | | | | | | | | | | | |
| 東西線 | 2000系 | 30両 | 30両 | 60両 | | | | | | | | | | | | | | |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|-----------|---|---|----------|
| | 第3章 災害応急対策 | 第3章 災害応急対策 | |
| 77、 78 | <p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災気象情報 (略)</p> <p>1 防災気象情報及びその活用</p> <p>(略) (略)</p> <p>洪水キックル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、 それぞれ含めて行われる。</p> <p>土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p> | <p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災気象情報 (略)</p> <p>1 防災気象情報及びその活用</p> <p>(略) (略)</p> <p>洪水キックル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。<u>また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の危険度分布（水害リスクライン）についても表示しており、中小河川とあわせて危険度を確認することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、<u>土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、</u>それぞれ含めて行われる。</p> <p>土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として、<u>浸水警報の警報事項を含めて行う</u>気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p> | ➤ 記述の適正化 |
| | | | |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|----|---|---|---------------------------------|
| 79 | <p>2 (略)</p> <p>また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、<u>臨時の洪水予報を発表する。この情報は、宮城県気象情報として発表する。</u></p> <p>国〔国土交通省〕は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び気象庁に提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>2 (略)</p> <p>また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、<u>河川氾濫に関する情報（臨時の洪水予報）を発表する（国管理河川のみ）。</u></p> <p>国〔国土交通省〕は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び気象庁に提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>▶ 洪水予警報等作成システムの更新に伴う運用変更</p> |
| 80 | <p>4 (略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 通報方法</p> <p>仙台管区気象台は、<u>午後</u>5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日<u>午後</u>5時頃に通報する。なお、予想に変化があった<u>合</u>、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。</p> <p>(略)</p> | <p>4 (略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 通報方法</p> <p>仙台管区気象台は、<u>午前</u>5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日<u>午前</u>5時頃に通報する。なお、予想に変化があった<u>場合</u>、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。</p> <p>(略)</p> | <p>▶ 記述の適正化</p> |
| 83 | <p>第3節 通信・放送施設の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関></p> <p>(略)</p> <p><u>東日本電信電話（株）</u> 宮城事業部</p> </div> | <p>第3節 通信・放送施設の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関></p> <p>(略)</p> <p><u>N T T 東日本（株）</u> 宮城事業部</p> </div> | <p>▶ 社名変更による</p> |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|----|--|---|-------------|
| 85 | <p>第5節 防災活動体制</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 県の活動</p> <p>地震編 第3章 第3節の「第3 県の活動」を準用する。</p> <p>この場合において、同項目（1）中「宮城県で震度4（実測値）を観測する地震が発生した場合」とあるのは「県内に大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され災害の発生が予想されるとき若しくは災害が発生したとき」と、（2）中「県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、震度5弱（実測値）を観測する地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）又は宮城県に津波注意報が発表されたとき」とあるのは「県内に大雨、洪水等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき若しくは被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、又は県内の活火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき、又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、その他特に復興・危機管理部長が必要と認めたとき」と、（3）中「県内で震度5強（実測値）を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたとき」とあるのは「特に副知事が必要と認めたとき」と、（4）中「県内で震度6弱（実測値）以上<u>の地震が観測された</u>とき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき」とあるのは「県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき」と読み替える。</p> | <p>第5節 防災活動体制</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 県の活動</p> <p>地震編 第3章 第3節の「第3 県の活動」を準用する。</p> <p>この場合において、同項目（1）中「宮城県で震度4（実測値）を観測する地震が発生した場合」とあるのは「県内に大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され災害の発生が予想されるとき若しくは災害が発生したとき」と、（2）中「県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、震度5弱（実測値）を観測する地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）又は宮城県に津波注意報が発表されたとき」とあるのは「県内に大雨、洪水等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき若しくは被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、又は県内の活火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき、又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、その他特に復興・危機管理部長が必要と認めたとき」と、（3）中「県内で震度5強（実測値）を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたとき」とあるのは「特に副知事が必要と認めたとき」と、（4）中「県内で震度6弱（実測値）以上<u>を観測する地震が発生した</u>とき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき」とあるのは「県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき」と読み替える。</p> | ➤ 記述の適正化 |
| 93 | <p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>第1から第4まで (略)</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 障害物の除去等</p> <p>地震編 第3章 第10節 第5の「4 障害物の除去等」を準用する。</p> <p>この場合において、同項目（1）及び（2）中「障害物の除去」とあるのは、「障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去<u>及び雪害における除雪</u>を含む。）」と読み替える。</p> | <p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>第1から第4まで (略)</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 障害物の除去等</p> <p>地震編 第3章 第10節 第5の「4 障害物の除去等」を準用する。</p> <p>この場合において、同項目（1）及び（2）中「障害物の除去」とあるのは、「障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去<u>を含む。</u>）」と読み替える。</p> | ➤ 防災基本計画の修正 |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|-----|--|--|-----------|
| 101 | <p>第26節 公共土木施設等の応急対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本旅客鉄道（株）仙台支社</u></p> </div> <p>第1から第11まで (略)</p> | <p>第26節 公共土木施設等の応急対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本旅客鉄道（株）東北本部</u></p> </div> <p>第1から第11まで (略)</p> | ➤ 社名の修正 |
| 103 | <p>第12 鉄道施設</p> <p>1 <u>東日本旅客鉄道（株）仙台支社</u></p> | <p>第12 鉄道施設</p> <p>1 <u>東日本旅客鉄道（株）東北本部</u></p> | ➤ 社名の修正 |
| 109 | <p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本電信電話（株）宮城事業部</u></p> </div> | <p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>NTT東日本（株）宮城事業部</u></p> </div> | ➤ 社名変更による |
| 116 | <p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本旅客鉄道（株）仙台支社</u></p> </div> <p>第1 (略)</p> | <p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本旅客鉄道（株）東北本部</u></p> </div> <p>第1 (略)</p> | ➤ 社名の修正 |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|-----|---|---|--------------|
| 116 | <p>第2 林野火災応急対策</p> <p>1 目的</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。</p> <p>また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。</p> <p>2 (略)</p> | <p>第2 林野火災応急対策</p> <p>1 目的</p> <p>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</p> <p>林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。</p> <p>また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。</p> <p>2 (略)</p> | ➤ 災害対策基本法の改正 |
| 116 | <p>3 林野火災の防ぎよ</p> <p>火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。</p> <p>_____</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> | <p>3 林野火災の防ぎよ</p> <p>火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。</p> <p>被災地方公共団体は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> | ➤ 防災基本計画の修正 |

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（令和6年11月） | 修正後 | 備考 |
|-----|---|--|-------------|
| 117 | (新設) | <p><u>(8) 消防活動の実施</u> <u>消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u> <u>消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u></p> | ▶ 防災基本計画の修正 |
| 117 | (新設) 4 (略) | <p><u>(9) 情報の収集</u> <u>消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> | ▶ 防災基本計画の修正 |
| 118 | 5 市町村の措置 市町村は、市町村の地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。 | <p>5 市町村の措置 市町村は、市町村の地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。</p> <p><u>市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u></p> | ▶ 防災基本計画の修正 |
| 118 | (新設) 6 二次災害の防災活動 (略) | <p><u>6 事業者の措置</u> <u>林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。</u></p> <p><u>7 二次災害の防災活動</u> <u>(略)</u></p> | ▶ 防災基本計画の修正 |
| 126 | 第6 鉄道災害応急対策 1 (略) 2 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 | <p>第6 鉄道災害応急対策 1 (略) 2 東日本旅客鉄道（株）東北本部</p> | ▶ 社名の修正 |